

苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センター規程

規則第74号

制 定 平成 21 年 2 月 1 日

一部改正 平成 28 年 2 月 23 日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条第1項及び苫小牧工業高等専門学校学則第12条に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に技術教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校の教育研究活動等に対し、支援業務を組織的かつ効率的に行うとともにセンターに所属する職員の職務遂行に必要な能力及び資質の向上を図り、もって本校における教育研究活動等の支援業務を円滑に実施することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 技術長
 - 三 副技術長
 - 四 グループ長
 - 五 技術専門職員
 - 六 技術職員
- 2 センターに技術専門員を置くことができる。
- 3 センターに次のグループを置く。
- 一 総務企画グループ
 - 二 教育研究支援グループ
 - 三 共同利用施設支援グループ

(センター長)

第4条 センター長は、本校の専任教員の教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(技術長)

第5条 技術長は、上司の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。

(副技術長)

第6条 副技術長は、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

- 2 副技術長は、上司の命を受け、グループの業務を総括するとともに、技術長の業務を補佐する。

(グループ長)

第7条 グループ長は、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

2 グループ長は、上司の命を受け、各グループの業務を総括する。

(技術専門員)

第8条 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の業務を処理する。

(技術専門職員)

第9条 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の業務を処理する。

(技術職員)

第10条 技術職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する。

(グループ長連絡会)

第11条 センターに、グループ長連絡会(以下「連絡会」という。)を置き、必要に応じて開催するものとする。

2 連絡会は、技術長、副技術長及び各グループ長で組織する。ただし、必要に応じて、その他センターに所属する職員を出席させることができる。

3 連絡会は、次の事項について協議等を行う。

- 一 センターの業務予定及び計画等に関すること。
- 二 各グループ間における業務調整に関すること。
- 三 技術職員間の業務確認並びに情報の共有に関すること。
- 四 その他必要とされる事項

4 連絡会に議長を置き、技術長をもって充てる。

(研修)

第12条 センター長は、センターに所属する職員の研修に努めるものとする。

2 研修は、職務遂行に必要な知識及び技術等を修得させ、センターに所属する職員の能力及び資質等を向上させる内容のものとする。

(センター運営委員会)

第13条 センターの運営及び業務を円滑に行うため、苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第14条 その他センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校技術室運用要項（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。